第３次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

　（設置）

第１条　「第３次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第３次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会を（以下、「委員会」という。）置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

（１）「第３次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討

（２）その他庁内における「第３次船橋市障害者施策に関する計画」を作成するために必要な事項

　（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

　（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は保健予防課長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

　（議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

２　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

　（検討部会の設置）

第６条　委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

２　検討部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

３　検討部会の会議は、委員長が招集し、会議を行う。

４　検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

　（代理出席）

第７条　委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。



２　部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

　（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年１月７日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

　　　附　則（平成２６年６月１日平成２６年障第１５６２号）

　この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

　　　附　則（平成２６年９月１日平成２６年障第３５０３号）

　この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。

附　則（平成２６年１０月１日平成２６年障第４５４０号）

　この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 局・部 | 委員 | 局・部 | 委員 |
| 市長公室 | 危機管理課長 | 経済部 | 商工振興課長 |
| 広報課長 | 消費生活課長 |
| 国際交流室長 | 都市計画部 | 都市計画課長 |
| 企画財政部 | 政策企画課長 | 都市整備部 | 都市整備課長 |
| 財政課長 | 公園緑地課長 |
| 総務部 | 総務課長 | 道路部 | 道路管理課長 |
| 職員課長 | 道路建設課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 | 街路課長 |
| 国民年金課長 | 建築部 | 建築指導課長 |
| 市民安全推進課長 | 住宅政策課長 |
| 健康部 | 健康政策課長 | 消防局 | 警防課長 |
| 健康増進課長 | 管理部 | 教育総務課長 |
| 国民健康保険課長 | 施設課長 |
| 保健所 | 保健予防課長 | 学校教育部 | 学務課長 |
| 福祉サービス部 | 地域福祉課長 | 指導課長 |
| 高齢者福祉課長 | 保健体育課長 |
| 介護保険課長 | 総合教育センター所長 |
| 包括支援課長 | 生涯学習部 | 社会教育課長 |
| 障害福祉課長 | 文化課長 |
| 子育て支援部 | 子ども政策課長 | 生涯スポーツ課長 |
| 児童家庭課長 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 |
| 保育課長 | 議会事務局 | 庶務課長 |
| 保育施設整備課長 | 医療センター事務局 | 総務課長 |
| 児童育成課長 |  |  |
| 療育支援課長 |  |  |

